

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（粒すけ） 委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（粒すけ）」の企画提案募集に当たり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（粒すけ）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれられるおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（以下、「重点品目」という。）のひとつである「粒すけ」について、「美味しさ」や「粒の大きさ」といった特徴を訴求しながら、認知度を向上させることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務実施方針

- 県内の購買消費者（主婦層／単身者）をターゲットに、「おいしさ」「粒の大きさ」といった「粒すけ」の特徴を訴求すること。特に、学校給食等を通じ「親しみのあるお米」として子どもとその家族に知ってもらうこと。
- 県が管理する「特設サイト」を活用すること。なお、特設サイトの管理（保守・改修を含む）業務の受託者と十分連携して実施すること。
（「特設サイト」URL：<https://chibajisan.jp/>）
- 以下の「千葉自賛（ちばじさん）」ロゴ、「粒すけ」ロゴマークを必要に応じて使用すること。なお、ロゴデータ（AI、JPEG）は県から提供する。

ロゴ①



ロゴ②



「粒すけ」ロゴマーク



5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記（１）～（６）の業務を行うこと。

（１）小学生向け「粒すけ」授業（仮）の企画・運営

ア 期間等

令和6年9月16日から11月30日までの間に1回

イ 対象

県内の小学校1校において、5年生、40名程度を想定すること。ただし、人数は未確定であることから、受託者は柔軟に対応し、円滑な事業実施に努めること。

なお、学校については県が指定し、本事業受託者に伝える。したがって、企画提案に当たり、学校等に問合せを行うことがないよう留意すること。

ウ 実施内容

- ・ 学校の授業（家庭科の調理実習等）と連携し、「粒すけ」を使用する実技及び講話等により「粒すけ」について学ぶ内容とすること。なお、授業の進行に関することは、原則、学校が行う想定とすること。
- ・ 原則、授業で使用する「粒すけ」の手配は受託者が行うこと。
- ・ 講話等を行う講師の手配については、事前に県と協議し、了承を得ること。
- ・ 本企画を実施する学校以外でも、今後、各学校の自発的な取り組みに繋がるよう、受託者が作成する運営計画等を基に、「学校向け運営マニュアル」を作成し、県に提供すること。
- ・ 企画提案に当たり、企画概要、タイムテーブル、講師等を示すこと。

エ その他留意事項

- ・ 実施に当たり、事前に参加者に対し、メディア露出（記録写真含む）の可否を確認すること。
- ・ 当日の設営・撤去、人員（運営・メディア対応等）手配、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

（２）料理教室等と連携した「粒すけ」授業（仮）の企画・運営

ア 期間等

令和6年9月16日から11月30日までの間に2回以上

イ 対象

県内の小学生及びその家族を対象とすること。

ウ 実施内容

- ・ 「粒すけ」を使用した料理教室等の企画・運営を行うこと。なお、実施に当たり、既存の料理教室と連携するか、本企画単独の開催であるかは問わない。
- ・ 企画提案時において、1回当たりの実施人数として40名程度を想定すること。ただし、最終的な人数等は、県と協議の上で決定すること。
- ・ 実施に当たり、「粒すけ」に加え、県産農林水産物を積極的に使用すること。
- ・ 「粒すけ」の特徴等を学ぶ機会（時間）を設け、受講後、参加者にとって「粒すけ」が「親しみのあるお米」となる内容となるよう努めること。

- ・ 原則、本企画で使用する「粒すけ」をはじめとする食材等の手配は受託者が行うこと。
- ・ 料理教室の進行等を行う講師の手配については、事前に県と協議し、了承を得ること。
- ・ 参加者の募集、取りまとめを行うこと。その際、必要に応じて、チラシ等の広報用資材を作成すること。
- ・ 参加者に対し、アンケートを実施すること。なお、内容は県と協議の上で決定すること。
- ・ 企画提案に当たっては、企画概要、タイムテーブル、募集方法（広報手段含む）等を示すこと。

エ その他留意事項

- ・ 会場は原則、県内とすること。
- ・ 実施に当たり、事前に参加者に対し、メディア露出（記録写真含む）の可否を確認すること。
- ・ 当日の設営・撤去、人員（運営・メディア対応等）手配、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(3) 広告・PR活動

県民の「粒すけ」への認知度を高め[※]、購買に繋げるため、以下の広告・PR活動を行う。

注 「千葉県オリジナル品種『粒すけ』を知っている」人を増やすこと

- (ア) 「粒すけ」の認知度向上、購買へ繋がるのが期待できる広告・PR活動を行うこと。
企画提案に当たっては、媒体、方法、回数（期間）等を示すこと。
- (イ) 以下の「『粒すけ』ロゴマーク」を用いた販売棚等で使用可能なPOP等デザインのデータ作成を行うこと。企画提案に当たっては、種類及びデザインについて2案以上示すこと。

(4) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

(5) その他の独自提案事項

(1)～(3)の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば行うこと。なお、独自提案にあつては、以下の点に留意すること。

- ・ 新たなWEBサイトの作成は認めない。
- ・ 新規のSNSアカウントの作成は認めない。ただし、広告のためのアカウント作成はこの限りではないが、その場合においても、事前に県と協議すること。
- ・ 独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

(6) 実施記録等の作成・提出

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

ア 記録写真等

- 5 (1)～(3)及び(5)により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

ウ 効果測定結果

本事業の効果測定（５（４）により実施した内容）の結果を報告すること。

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 運営及び管理

（1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

（2）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。

なお、責任者及び担当者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

（3）事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

（4）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（食材等手配、講師料、広告費、使用

料、駐車場代、輸送費及び保険料など)は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

9 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。